

化学工学会「粒子・流体プロセス部会」規約

(総則)

第1条 本会は(社)化学工学会の部会規約により設置され「粒子・流体プロセス部会」(英文名; Fluid and Particle Processing Division)と称する。事務局は当部会の代表者の所属する機関とする。

(目的)

第2条 本会は化学工学会の粒子・流体プロセスに係わる専門分野の代表機関として、ほとんど全ての生産活動に関与する粒子・流体系の移動現象及び反応等の基礎から、工学的複雑系の取り扱い技術、種々の化学装置における設計手法の開発に至る諸課題について、横断的に学術および技術の向上、交流を促進し、産官学間の基盤研究、応用研究開発の有機的な連携を図り、以って技術、学術及び現場における生産活動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 熱物質流体工学、ミキシング技術、気泡・液滴・微粒子分散工学、流動層、粉体プロセス等に関連する研究
- 2) 上記の研究に関連する講演会、講習会、見学会の開催
- 3) 調査および資料、情報の収集・整備と交換
- 4) 国際会議、化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会はつぎの各号の会員で構成される。

- 1) 個人会員：化学工学会正会員のうち、本会に参加を希望した者
- 2) 法人会員：化学工学会法人会員のうち、本会の部会活動に参加を希望した者
- 3) 学生会員：化学工学会学生会員のうち、本会に参加を希望した者
- 4) 部会特別会員：化学工学会非会員で本会に参加を希望した者
A：法人会員に所属する個人
B：法人会員に所属しない個人
- 5) 法人特別会員：化学工学会非法人会員の法人

2. 部会特別会員 A,B および法人特別会員は化学工学会会員に準じて取り扱われる。部会特別会員には化学工学会への入会を勧誘するものとする。

(入会および退会)

第5条 入会および退会は会員種別ごとに次の通りとする。

- (1) 法人会員、部会特別会員 A、部会特別会員 B、法人特別会員の入会および退会は書面または電子メールにより本会の事務局に提出するものとする。本会事務局は新規入会、変更、退会について把握し、部会名簿とメーリングリストを更新するとともに、幹

事会にて報告を行う。

(2) 個人会員、学生会員の入会および退会は本部の部会入会申込みのページから行うものとする。本会事務局は個人会員、学生会員の新規入会、変更、退会について本部から送られる会員名簿に基づき把握し、部会名簿とメーリングリストを更新するとともに、幹事会にて報告を行う。

2. 会費の滞納が2年以上におよぶ会員は会員の資格を放棄したものとみなす。

(役員およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。

部会長1名、副部会長若干名、部会幹事若干名、監事2名。

2. 役員の任期は原則として2年間とし、部会長を除き再任を妨げない。

3. 任期半ばで交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 部会長は本会を代表し、会務を総括する。

副部会長は、部会長を補佐し円滑な会務の遂行を行う。

幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、総務、会計、企画を分担する。別途定める分科会正副代表者は副部会長または幹事を兼任する。

監事は部会の財政および業務を監査する。

(役員を選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに幹事会で候補者を協議した上で、総会にて選出する。

総会にて部会長選出後、部会担当理事を通じて化学工学会理事会が承認する。

副部会長、幹事、監事は部会長が任命し、総会にて承認する。

(役員を罷免)

第9条 本会にとって著しく不利益が生じるもしくは本会にふさわしくないと判断された場合は、会員からの申し出により、当該役員の処遇について監事を含めた幹事会で協議したのち、正当な根拠とともに総会に審議を諮る。

(分科会の設置)

第10条 本会の目的を達成するために分科会を設置することができる。

分科会の設置、期間延長および改廃と正副代表者は幹事会で協議の上、総会の承認により決定する。分科会の設置期間は2年間とするが、必要に応じて期間を延長することができる。

分科会の活動については別途、細則で規定する。

(部会幹事会)

第11条 部会幹事会は部会長、副部会長、監事、幹事により構成し、必要に応じて部会長が召集する。

幹事会は構成員の2/3以上の出席を成立要件とし、出席者の過半数の賛成で議決するものとする。幹事会は次の事項を行う。

1) 会の設置および継続に関する事務

- 2) 会員の入退会
- 3) 化学工学会との連絡
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案
- 5) 分科会正副代表の選出および分科会幹事の承認
- 6) 次期部会長候補者の選出
- 7) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(総会)

第12条 総会は年1回行い、部会長がこれを召集する。ただし、部会長は必要に応じて臨時総会を召集できるものとする。総会出席者の過半数の賛成をもって総会での議決を有効とする。

総会では次の事項を行う。

- 1) 事業、会務報告とその承認
- 2) 事業計画、予算の承認
- 3) 役員の改選
- 4) 規約の改正および細則の制定と改正
- 5) その他、本会に必要な事項の決定

(部会事務局)

第13条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局員の任命は、部会幹事会の議を経て部会長が行う。

(会計)

第14条 経理は化学工学会との連結決算とする。

2. 本会の運営に必要な経費は、会費、本部からの部会交付金、寄付金、受託研究費および事業収入を以ってこれにあてる。
3. 部会活動で収益が出た場合、当期収支差益の10%を本部へ上納金として納める。ただし、収支計算においては前期繰越金を収入サイドに算入しない。
4. 受託研究の受け入れに伴う経費の扱いは、その事実が発生した時点で、幹事会で協議の上決定する。受託研究の余剰金は次年度へ繰り越しできる。

(会費)

第15条 会費は次のように定める。

- (1) 個人会員および学生会員：無料
- (2) 法人会員：年額1口 25,000円、1口以上。
- (3) 部会特別会員 A：年会費 2000円。
B (化学工学会非会員)：年会費 3000円。
- (4) 法人特別会員 (化学工学会非法人会員)：年額1口 25,000円、1口以上。

(事務局の業務)

第16条 部会事務局は下記の事項を所掌する。

- ① 会員の入退会手続と会員名簿の管理

- ② 法人会員、部会特別会員 A（化学工学会非会員）、部会特別会員 B（化学工学会非会員）および法人特別会員（化学工学会非法人会員）の会費請求と会費徴収
- ③ 部会交付金の受け入れ
- ④ 部会経理事務全般および分科会への部会費の分配
- ⑤ 会員への部会情報の伝達、部会ニュースレターの発行
- ⑥ 部会を代表する渉外業務
- ⑦ その他の庶務一般

（監事）

第 17 条 監事は部会の会計監査および各分科会の会計監査を行う。

（細則）

第 18 条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は総会の承認をもって成立する。

（規約の改正）

第 19 条 本規約は、総会の承認をもって改正することができる。

（付則）

第 20 条 本規約は 2002 年 4 月 1 日より施行する。

第 21 条 本規約は 2003 年 3 月 23 日に一部改正され、同日より施行する。

第 22 条 本規約は 2009 年 3 月 19 日に一部改正され、同日より施行する。

粒子・流体プロセス部会 ； 分科会運営細則

第1条 「粒子・流体プロセス部会」に次の5分科会をおく。

熱物質流体工学分科会

ミキシング技術分科会

気泡・液滴・微粒子分散工学分科会

流動層分科会

粉体プロセス分科会

2. 新しい分科会は、部会規約第10条に則ってそれを望む者が部会長に申し出、部会幹事会及び総会の承認を経て、発足させることができる。

第2条 各分科会は担当する分野の諸課題について、学術および技術の向上、交流を促進し、産官学間の基盤研究、応用研究開発の有機的な連携を図る。

2. 分科会は部会規約3条に規定した部会事業を分担して行う。

3. 分科会は相互の分担を尊重しつつ連携を密にして部会活動の活性化に寄与する。

第3条 分科会の会員は個人会員、学生会員、法人会員、部会特別会員A(化学工学会非会員)、部会特別会員B、法人特別会員(化学工学会非法人会員)で構成される。それぞれの会員の規定は部会規約第4条に述べたとおりである。

第4条 分科会への参加および脱退は書面により本会の事務局に提出し、部会幹事会で承認を得るものとする。

2. 粒子・流体プロセス部会の会員は希望する複数の分科会に参加できる。

3. 本部会会員は部会内の分科会会員資格の有無を問わず本部会の各分科会主催の行事に同等の資格で参加することができる。

第5条 分科会に次の役員をおくことができる。

分科会正副代表者各1名、分科会幹事若干名及び分科会の必要とするその他の役員。

2. 役員任期は原則として2年間とし、再任を妨げない。

3. 任期半ばで交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 分科会代表者は分科会を代表し、会務を総括する。

2. 分科会正副代表者は、各分科会を代表し分科会の会務を総括する。

3. 分科会幹事は、分科会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、分科会会計を分担する。

第7条 分科会正副代表者の選出は、分科会会員の推薦をもとに幹事会で候補者を協議した上で、総会にて選出し、部会長が任命する。

2. 分科会幹事は分科会代表者が任命し、部会幹事会において承認する。

第8条 分科会活動は部会からの分科会分配金と分科会が企画する事業の収入などによって行う。

2. 分科会は部会事務局より部会費（本部からの部会交付金および部会事務局が徴収する部会会員の会費）の25%を差し引いた残額をさらに分科会員の数で按分した額を分科会分配金として支給される。

3. 会員が複数の分科会に参加を希望した場合は、参加する分科会に会費を按分する。

4. 新規分科会は、立ち上げ後3年間、その分科会が負担すべき部会運営費の免除を受けることができる。

5. 分科会決算が欠損を出した場合、分科会は借用願及び返済計画を幹事会に提出し、その議を経て、部会会計より借入れを行うことができる。ただし、借入れが二期以上にわたる場合、当該問題の処置は総会の議を経て行う。

第9条 分科会はその個別事業の収益の10%を、各事業の終了時に、部会事務局に納める。

2. 部会事務局はそれをプールし、化学工学会本部への上納金に当てる。

3. プール金と本部上納金の差額は、部会全体の活性化を念頭に入れて、部会幹事会で検討の上、部会会計に繰り込む。

第10条 分科会の行事は原則として部会主催行事とするが、分科会名を併記することができる。

2. 複数の分科会が共催で行事を行う場合は、部会主催とし、両分科会名を併記することができる。

3. 分科会が他学協会と共催で事業を行う時は、上記2.と同じ取り扱いとする。

4. 共催事業の収益分配などについては、個別に当事者で協議することとする。

(付則)

第11条 本細則は2003年3月23日より施行する。

2. 分科会が行う行事の収益から部会運営のために上納する金額の割合(10%)については、部会発足の2年後に見直すこととする。